

8

開 発 許 可			番 号	広島市指令指宅 第 27 号		番 号	年 月 日	内 容
開 発 許 可 を 受 け た 者			年 月 日	令和 4 年 8 月 15 日				
工 事 施 行 者			住 所	広島市西区西観音町18番4号 BJC.bldg.		広島市指令 指宅第189号	令和5年4月11日	変更許可を要しない設計変更届出書受理 ・擁壁下の地盤改良の種類変更 変更前:柱状改良 変更後:砕石置換え改良
			氏 名	株式会社 BJC 代表取締役 大崎 慎太郎				
許 可 に 基 づ く 地 位 の 承 継			住 所	広島市安芸区畑賀二丁目10番16号		令和5年9月20日	開発行為変更届出書受理 ・工事完了予定年月日の変更 変更前:令和5年1月26日まで 変更後:令和5年10月31日まで	
			氏 名	有限会社 畑賀建設 代表取締役 山根美幸				
初 級 許 可	承継または 受 理	番 号			変 更 許 可	令和5年11月27日	開発行為変更許可 ・排水施設の変更 ・工事完了予定年月日の変更 令和5年12月25日まで	
		年 月 日	令和 年 月 日					
	承継した者	住 所						
		氏 名						
	工事施行者	住 所						
		氏 名						
承継の原因等								
開 発 行 為 の 概 要	開発区域に含まれる地域の 名称および地番		広島市安佐南区長楽寺一丁目86番17の一部、536番の一部、 537番1の一部、539番1、541番1、86番17地先里道水路 及び536番地先里道水路		備 考			
	開 発 面 積		1,629.82 m ²					
	予定建築物の用途		戸建住宅					
	宅地区画および戸数		9戸					
	区域及び 地 域 等	区 域	(市街化区域)・市街化調整区域					
		地域・地区	第一種低層住居専用地域					
法第41条第1項の 制限の内容			○建ぺい率 ○高さの限度 ○容積率 ○壁面の位置 (別紙土地利用計画図のとおり)					
予 定 工 期	着 手	許可の日から90日以内 令和 4 年 8 月 29 日						
	完 了	着手の日から150日以内 令和 5 年 1 月 26 日						
工 事 完 了	検 査	広 指 宅 第 303 号 令和 5 年 12 月 7 日						
	公 告	広島市告示第 478 号 令和 5 年 12 月 7 日						